

一般社団法人
シニアパートナーズ パートナー便り

発行：一般社団法人シニアパートナーズ 宮城県柴田郡大河原町字新東26-4ロフティ705号
電話：0224-86-4234 FAX：022-774-2086

日頃、皆様方には大変、お世話になり心よりお礼申し上げます。

さて、この度、当法人事務所を下記に移転することになりましたので、謹んでご案内申し上げます。

新事務所におきましては、スベースをより広く構え、ゆとりをもつて皆様のご来訪に対応できるものと存じます。又これを機に旧に培しまして業務に励み皆様のご期待に添えますよう最善の努力を尽くしてまいります。今後共ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願ひ申し上げます。



事務所移転のお知らせ

研修会で講演させていただきました

2月23日（金）に宮城県大河原合同庁舎4階大会議室で成年後見制度研修会が開催されました。そこで、この会報誌でお馴染みの柏村隆幸先生より「成年後見制度の概要」をお話しいただきました。又、当法人の代表理事、鈴木佳寿より「成年後見人としての活動を通じて」と題して、これまでの成年後見人としての活動報告等を致しました。当日の参加者は、市、町、地域包括支援センター職員、人権擁護委員、警察職員の皆様方で、参加された皆様からも様々な意見や質問も寄せられ、とても有意義な研修会だったと思います。

研修会終了後に「会報誌見てますよ」と話しかけて下さった方もおられて、当法人の認知度もアツブしていると実感しました。（＾＾）



(前回からの続き) 私には80代後半に見えた理由が話しているうちに理解できました。大変な苦労人だったのです。それを明らかにしたのは入院当日に病院へ向かう車中でした。Aさんは自身の生い立ちから、これまでのことを話してくれたのです。

Aさんは宮城県のとある港町出身、父親との確執があり中学を卒業したその日に、小遣い程度のお金だけを持ち、家を飛び出しました。父親との縁を断ち切るという勢いで電車を乗り継ぎ、訳も分からず東京のバチンコ屋さんに行きました。ここで住み込みしながら働くことが唯一、生き残れる手段なのだと15歳ながらにして感じたそうです。その後、その店で知り合った男性と結ばれ、息子さんが生まれたのですが、お腹が大きい状態でも働き続け、出産した日も出勤していくとのことでした。残念ながら旦那さんは数年で離婚することになりましたが、バチンコ屋さんには、そのままお世話になり女手一つで息子さんを育てました。それだけでも大変だったことが伺えるのですが、30年以上同じ店に勤務し、さらには25年以上に勤務し、さらには25年以上かりで、何とかんだと直ぐに会社を辞めるのがいるけれど、あれこそ損だよ。違う会社に行つて、また一から仕事を覚えなきや

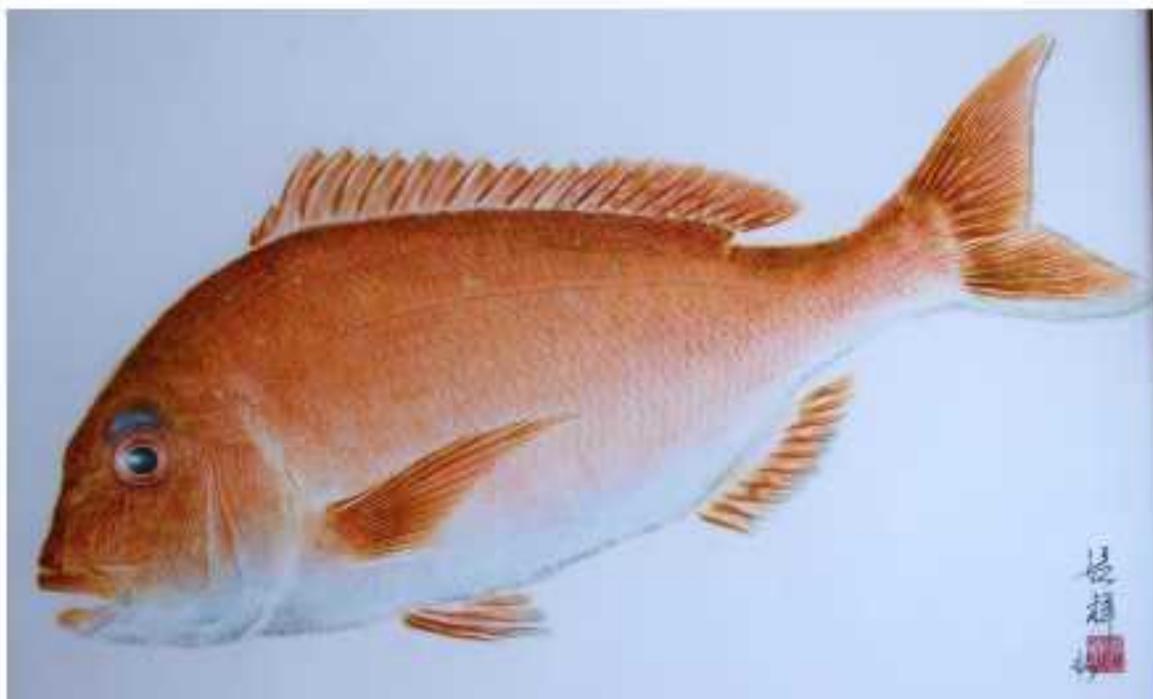
人でいる理由 第二回 うけんにんでいるわけ

編 集 後 記



記 先月、一本の電話をいただきました。冒頭で「住所変更をお願いします」という言葉に正直、間違い電話ではないかと思いました。話を聞くと「引っ越ししたので会報誌の送付先を変更して欲しい」とのこと。「いつも楽しみにしています」という多賀城市の女性のありがたい言葉に、私たちは皆様とのご縁に「幸せ」を感じました。この会報誌には「カスミソウ」と命名しました。花言葉の一つには「幸福」があります。皆様と共に歩んできた一般社団法人シニアパートナーズは間もなく法人設立5周年を迎えます。ヨチヨチ歩きだった法人が、テクテクと歩み始めた5歳の春に幸福を感じております。

皆様へのお知らせ
次回のパートナー便りの発行は8月頃を予定しております。その頃は、きっと暑い最中だと思います。皆様、それまでお元気でお過ごしくださいね！（一）☆



カラーリングの魅力

今回は中西先生の作品で、真鯛です。食べるときは料理されて出てくるので気づきませんが、目の上に、まるでアイシャドーのように鮮やかなブルーが見られます。また、体側には、所々、シルバーに近い水色の点がちりばめられています。

②相続財産とは何か
次に、遺言の説明からは少し離れて、相続財産とは何か、ということを考えてみましょう。「そんな簡単なことは説明不要だよ」などと言わないでお付き合いください。民法の定めによれば、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896条本文）ことになります。つまり、亡くなつた人に属していた債権や債務、所有権・抵当権などの物権、特許権などの知的財産権、などあらゆる権利や義務が相続不動産の所有権（共有の場合にはその持分権）はもとより、不動産の賃貸借における借り主の権利（賃借権）や貸し主の権利（賃料請求権という債権）も相続されます。土地や建物などの不動産を例にとると不動産の所有権（共有の場合にはその持分権）はもとより、不動産の賃貸借における借り主の権利（賃借権）や貸し主の権利（賃料請求権という債権）も相続されますので、これららの権利も相続財産の一つです。

なお、上記のように、権利のほか義務も相続の対象になりますので、借金（マイナス財産）も相続財産の一つということになります。借金を負担されるのは嫌だ、という方は、相続放棄の規定（民法938条以下）を利用すればよいのですが、相続放棄をするとき、借金の支払いは免れます

が、同時にプラスの財産ももらえなくなります。プラス財産は相続したいが、借金の支払いは相続したプラス財産の範囲に収まるようないようにしたいという方は、限定承認の規定（民法922条以下）を利用してください。

このように、相続は被相続人の財産に属した一切の権利義務について発生しますが、一部の例外があります。それは「被相続人の一身に専属した権利義務」です（民法896条ただし書き）。たとえば、人間国宝に指定された人が亡くなつても、その子供が人間国宝としての親の権利義務をそのまま相続することはできません。

ちよつと一息



金受取人の固有の権利ですので、死亡退職金と同様、死亡保険金は死亡した人の遺産（相続財産）には含まれない、つまり相続財産ではないということになります。